

杉並区健康づくり推進条例

平成26年6月13日
条例第16号

生涯にわたって健やかでいきいきと暮らることは、子どもから高齢者まで全ての区民共通の願いである。

その実現には、健康を意識した食生活、スポーツ・運動、休養等の生活習慣を確立することが重要であり、全ての区民が健康についての関心と必要な知識を持ち、区民、事業者、関係団体及び区が協働して健康づくりに努める必要がある。

ここに、全ての区民が社会とのつながりを生かし、生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現を目指し、健康づくりを推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）における健康づくりに関し、基本理念を定め、区民、事業者、関係団体及び区のそれぞれの役割及び責務を明らかにし、健康づくりに関する施策を実施することにより、もって全ての区民が生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 心身の健康の保持及び増進を図ることをいう。
- (2) 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。
- (3) 関係団体 区内における保健医療・福祉に携わる団体その他健康づくりに携わる団体をいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、区民がその重要性を深く理解し、自己の健康を管理する能力の向上を図りながら、生涯にわたって主体的に取り組むことにより行われるものとする。

2 健康づくりは、区民、事業者、関係団体及び区がそれぞれの役割及び責務を踏まえ、連携を図りながら協働して取り組むことにより行われるものとする。

(区民の役割)

第4条 区民は、自らの健康は自らで守るという意識を持ち、健康に関する知識と理解を深め、健全な食習慣及び適切な運動習慣を確立し、良質な休養等を確保する等、自らの健康状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 区民は、学校、地域及び職場の健康づくりに関する活動に参加するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、自らの活動を通じ、地域の健康づくりの推進に寄与するとともに、その使用する者が健康づくりを行いやすい職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、区が実施する健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第6条 関係団体は、地域の健康づくりを推進するため、関係団体相互の連携に努め、健康づくりに関する活動に積極的に取り組むものとする。

2 関係団体は、区が実施する健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(区の責務)

第7条 区は、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 区は、健康づくりを円滑に推進し、かつ、効果的に実施するため、区民、事業者及び関係団体と協働して、健康づくりに関する知識を有する者の育成及び活用を図るものとする。

3 区は、区民、事業者及び関係団体が行う健康づくりを支援するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(目標及び指標)

第8条 区長は、健康づくりを推進するために、次に掲げる分野に係る達成すべき目標及び指標（以下「目標等」という。）を設定するものとする。

(1) 身体の健康

(2) 心の健康

(3) 歯と口腔（くう）の健康

(4) 健康づくりを支える社会環境

(5) その他健康づくりを推進するために必要と認められる分野

2 区長は、目標等を設定しようとするときは、あらかじめ、杉並区健康づくり推進協議会の意見を聞くものとする。

3 区長は、目標等を設定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 区長は、目標等の達成状況について、杉並区健康づくり推進協議会の意見を聴き、適切な時期に評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、目標等の変更について準用する。

(調査及び研究等)

第9条 区長は、健康づくりの推進を支援するため、健康づくりに関し、調査及び研究を行ふとともに、区民、事業者及び関係団体に対してその成果を提供するものとする。

(健康づくり推進期間)

第10条 区長は、区民、事業者及び関係団体の健康づくりに関する活動への積極的な参加を促進するため、健康づくり推進期間を定めるものとする。

2 区長は、前項の健康づくり推進期間において、健康づくりの推進に関し積極的な活動を行っていると認められるものを公表すること等により、区民、事業者及び関係団体の関心及び理解の増進を図るものとする。

(協議会の設置)

第11条 健康づくりに関する施策の実施に関して必要な事項の調査審議を行うため、区長の附属機関として、杉並区健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、健康づくりの推進に関し、区長に意見を述べることができる。

3 協議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(協議会の組織)

第12条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

(1) 区民 2人以内

(2) 学識経験者 2人以内

(3) 保健医療関係者 8人以内

(4) 福祉関係者 3人以内

(5) その他区長が適当と認める者 5人以内

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長及び副会長)

第13条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議等)

第14条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

4 協議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の議事運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年杉並区条例第31号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略